

海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱

（ 制定29食産第5386号
平 成 30 年 3 月 30 日
農林水産事務次官依命通知 ）

改正 平成31年3月29日 30食産第4943号
改正 令和2年3月30日 元食産第5765号
改正 令和2年4月17日 2食産第355号
改正 令和3年3月30日 2食産第6688号

- 第1 趣旨
「農林水産業の輸出力強化戦略」、「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」等に基づき、我が国の食品産業の海外展開を促進していく必要がある。
このため、本事業により、我が国農林水産物・食品関連企業等が行うビジネス環境の整備・改善のための施策を推進することとする。
- 第2 目的
農林水産物・食品の輸出額を令和12年までに5兆円とする目標の達成に向け、輸出拡大に資する我が国の食品産業の海外展開の促進を図ることを目的とする。
- 第3 事業の種類等
本事業において実施する事業の種類、内容及び事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。
- 第4 事業の採択等
採択基準については、食料産業局長及び大臣官房総括審議官（国際）（国際担当を命ぜられた大臣官房総括審議官をいう。以下「総括審議官（国際）」という。）（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。
- 第5 事業実施計画の作成及び承認
1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。
2 事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。
- 第6 国の助成措置
国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
- 第7 報告
事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。
- 第8 収益納付
1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることがで

きるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために、「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経営局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

第10 電子情報処理組織による申請等

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところによる申請及び報告等（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織（共通申請サービス等の補助金申請システム、以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができるものとする。
ただし、システムを使用する方法により申請等を行う場合において、食料産業局長等が別に定めるところにより、添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げないものとする。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により申請等を行う場合は、食料産業局長等が別に定めるところによる様式の定めにかかわらず、システムにより所要の事項を入力した電磁的記録によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
海外農業・貿易投資環境調査分析事業		
1 食品産業グローバル展開推進事業	ロシアにおける事業可能性調査・実証事業 食関連企業(製造業、外食・中食業、流通業、小売業等)の海外展開の推進を図るため、ロシアとの関係における「8項目の協力プラン」の具体化に資する事業であって、事業実施者の海外展開及び現地での操業拡大に有効な次の取組を支援する。 (1) 協業・連携相手となる企業等の開拓のためのネットワーク活動 (2) 個々の企業努力では解決困難な課題解決のための専門家派遣・関係者招へい (3) 事業可能性調査・実証等(2(1)の事業に該当する取組を除く) 事業実施主体は、事業実施者を選考するための公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理及び事業実施者支援を行う。	1 独立行政法人日本貿易振興機構
2 食品産業海外展開支援事業		
(1) ロシアにおける病院食・介護食等展開推進事業	ロシアに対する「8項目の協力プラン」の具体化を加速するため、ロシアの病院食・介護食等市場への日本企業の参入及びロシア国内における事業実施箇所の拡大を支援する。	2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 栄養改善ビジネスの国際展開支援事業	海外の栄養不良人口の削減に向けて、国内食品事業者等の栄養改善ビジネスの国際展開を推進するため、現地調査、企業セミナー・パートナー発掘・優良事例紹介等の実施、企業へのアンケート調査、ウェブページによる情報提供を支援する。	3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) 日本食提供拠点構築支援事業	1 外食産業等の海外展開支援事業 日本の外食産業等のロシア展開を促進するため、ロシアへの出店に強い関心を有する日本の外食企業、ホテル等の飲食サービスを提供する企業(以下「外食事業者等」という。)に対してロシアの外食事業者等とのマッチング、契約交渉及び開店等を支援する。 2 日本人日本食料理人の海外展開支援事業 海外展開を担う日本人の日本食料理人を育成するため、海外にて日本食レストランを出店し経営するために必要	4 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
3 フードバリューチェーン構築推進事業	となる知識や、海外の日本食レストランで雇用される際に必要となる知識等を得るための国内でのセミナー及び研修並びに海外の日本食レストラン等での海外研修を実施する。	
(1) 事業化可能性調査支援事業	複数の我が国農林水産・食品関連企業が相手国・地域において連携し事業展開を進める上で必要な事項の調査を支援する。	5 総括審議官（国際）が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 専門家派遣・相手国関係者招へい支援事業	1 専門家派遣 複数の我が国農林水産・食品関連企業が相手国・地域において連携し事業展開を進める上で必要な専門家の派遣を支援する。 2 相手国関係者招へい 複数の我が国農林水産・食品関連企業が相手国・地域において連携し事業展開を進める上で必要な関係者の我が国等への招へいを支援する。	6 総括審議官（国際）が別に定める者から公募により選定された団体
(3) ネットワーキング活動支援事業	複数の我が国農林水産・食品関連企業が相手国・地域において連携し事業展開を進める上で必要な国内外の連携先の開拓等に向けたネットワーキング活動を支援する。	7 総括審議官（国際）が別に定める者から公募により選定された団体
4 アフリカ農業プラットフォーム構築推進事業	サブサハラアフリカ諸国における農業プラットフォーム・ビジネスを展開する上で必要な可能性調査のための現地調査の実施及び調査結果を踏まえたプラットフォームシステムの導入に向けた取組を支援する。	8 総括審議官（国際）が別に定める者から公募により選定された団体

別表 2（第 5 関係）

海外農業・貿易投資環境調査分析事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
食品産業グローバル展開推進事業の実施主体	食料産業局長
ロシアにおける病院食・介護食等展開推進事業の実施主体	食料産業局長
栄養改善ビジネスの国際展開支援事業の実施主体	食料産業局長
日本食提供拠点構築支援事業の実施主体	食料産業局長
事業化可能性調査支援事業の実施主体	総括審議官（国際）
専門家派遣・相手国関係者招へい支援事業の実施主体	総括審議官（国際）
ネットワーキング活動支援事業の実施主体	総括審議官（国際）
アフリカ農業プラットフォーム構築推進事業の実施主体	総括審議官（国際）